

判決年月日	平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成23年（行コ）第10004号		
○ 北朝鮮に居住し、北朝鮮国籍を有する者らが P C T に基づいて行った国際出願に関して、特許庁長官が、上記出願が日本が P C T の締結国と認めていない北朝鮮の国籍及び住所を有する者によりなされたものであることを理由に行った手続却下処分が維持された事例			

（関連条文）憲法98条2項、特許法184条の3第1項

北朝鮮に居住し、北朝鮮国籍を有するAらが、PCTに基づき、日本国等を指定国として、朝鮮発明庁を受理官庁とする国際出願（本件国際出願）を行い、原审原告は、Aらから本件発明に係る日本における一切の権利を譲り受けたとして、日本の特許庁長官に対して国内書面等を提出したところ、特許庁長官から、本件国際出願は日本がPCTの締結国と認めていない北朝鮮の国籍及び住所を有する者によりされたものであるという理由で、手続却下処分（本件手続却下処分）を受けた。そこで、原审原告は、原审において、原审被告に対し、同処分の取消しを求めて訴えを提起した。原审は、本件手続却下処分に取消事由はないと判断し、請求棄却の判決を出した。本件は、この判決後、原审原告から本件発明に係る特許出願に関する権利と共に本件訴訟を追行する地位を譲り受けたと主張する参加人が、原审被告を相手方として本件訴訟手続に承継参加するとともに、控訴を提起したものである。当審における手続中に、原审原告は訴訟手続から脱退している。

本判決は、最高裁平成23年12月8日第一小法廷判決・民集第65巻9号3275頁を引用した上で、「①我が国のPCT加入の効力発生日は昭和53年10月1日であるのに対し、北朝鮮のPCT加入の効力発生日は昭和55年7月8日であり、我が国について既に効力が生じている多数国間条約において、後に未承認国である北朝鮮が加入していること、②PCTは、多数の国において特許出願を行うことの煩雑さ、非効率さや、特許庁が同一の発明について重複業務を行うことの非効率さを解決するために、国際出願制度を創設し、同盟国の間で特許出願、その出願に係る調査及び審査における協力を図ること、並びに同盟国において特別の技術的業務の提供を行うことを主な目的とした条約であり、パリ条約19条における「特別の取極」に該当し（証拠略）、したがって、PCTは、締結国における工業所有権の保護を図るものであり、これを超えて、普遍的価値を有する一般国際法上の義務を締結国に負担させるものではないと解されること、③我が国の政府は、北朝鮮を国家承認しておらず、我が国と北朝鮮との間には、国際法上の主体である国家の間の関係は存在しないとの見解を有していること（証拠略）が認められる。」と判断して、本件国際出願によって我が国と北朝鮮との間にPCTに基づく権利義務は生じないとした原审の判断を維持した。